長久手市電気自動車等充電設備使用要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、電気自動車等充電設備（充電器及び充電のための駐車スペースのほか、充電に係る設備一式を含む。以下「充電設備」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置場所）

第２条　充電設備の設置場所は、次のとおりとする。

⑴　長久手市岩作城の内６０番地１　長久手市役所駐車場

⑵　長久手市前熊下田１７１番地　長久手市福祉の家駐車場

（使用時間）

第３条　充電設備の使用時間は、別表のとおりとする。

（使用手続）

第４条　充電設備を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、充電設備を使用する前に、届出書に記入するとともに、運転免許証を提示しなければならない。

２　市長又は指定管理者は、使用者が前項の届出書に記入し、受付が完了したときは、充電設備の使用を許可するものとする。

３　使用者は、充電終了後速やかに施設管理者にその旨を報告しなければならない。

４　届出書の様式は、市長が別に定める。

（使用の対価）

第５条　充電設備の使用の対価は、無償とする。

（対象車両）

第６条　充電器を利用して充電できる車両は、有効な自動車検査証を備えた電気自動車とする。

（遵守事項）

第７条　長久手市役所駐車場及び長久手市福祉の家駐車場を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　充電のための駐車スペースを第４条に規定する使用手続きを行わずに駐車場として使用しないこと。

⑵　第４条に規定する使用手続を行わずに充電設備を操作しないこと。

⑶　充電完了後に、充電のための駐車スペースに駐車し続けないこと。

⑷　施設又は設備を損傷するおそれがある行為をしないこと。

⑸　前各号に掲げるもののほか、市職員及び指定管理者の指示に反する行為をしないこと。

（損害賠償）

第８条　長久手市役所駐車場及び長久手市福祉の家駐車場を使用する者は、故意又

は過失によって充電設備を毀損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

（免責事項）

第９条　充電設備の利用によって生じた損害については、市長はその責を負わない。

（委任）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、平成２６年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年６月１日から施行する。

別表（第３条関係）

設置場所	使用時間
長久手市役所駐車場	市役所閉庁日を除く午前９時から午後４時まで （受付は午後３時まで。１回の使用時間は最長１時間とする。）
長久手市福祉の家駐車場	福祉の家全館休館日（第一月曜日）を除く午前９時から午後９時まで （受付は午後７時まで。１回の使用時間は最長２時間とする。）